

三次市教育委員会議案第 19 号

三次市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費支給規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

平成 23 年 月 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費支給規則の一部を改正する規則（案）

三次市立小中学校の児童生徒に対する就学援助費支給規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名中「三次市立小中学校の児童生徒に対する」を「三次市」に改める。

第 1 条中「三次市立小中学校の児童生徒に対する」を「児童生徒の保護者に対する」に改める。

第 2 条中「対象者は」の次に「，三次市に住所を有する児童生徒の保護者又は三次市立小中学校に就学する児童生徒の保護者で」を加える。

第 3 条第 2 号イ中「三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第 4 条中「三次市立小中学校長（以下「学校長」という。）」を「学校長」に、「児童生徒」を「児童生徒の保護者」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，平成 23 年 4 月 1 日から適用する。